

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第37号

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部組織規則（令和4年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第3条 消防本部に次の課を置く。</p> <p>(1) <u>消防総務課</u></p> <p>(2) <省略></p> <p><u>(消防総務課)</u></p> <p>第4条 <u>消防総務課</u>に次の係を置く。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 庶務係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) <u>消防総務課</u>の庶務に関すること。</p> <p>3 <省略></p> <p>(予防課)</p> <p>第5条 <u>予防課</u>に次の係を置く。</p> <p>(1) <u>予防広報係</u></p> <p>(2) <省略></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第3条 消防本部に次の課を置く。</p> <p>(1) <u>総務課</u></p> <p>(2) <省略></p> <p><u>(総務課)</u></p> <p>第4条 <u>総務課は、消防行政を効率的かつ効果的に遂行するため、</u>次の係を置く。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 庶務係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) <u>総務課</u>の庶務に関すること。</p> <p>3 <省略></p> <p>(予防課)</p> <p>第5条 <u>予防課は、水火災又は地震等の災害による被害の未然防止及び軽減を図るため、</u>次の係を置く。</p> <p>(1) <u>予防係</u></p> <p>(2) <省略></p>

2 <u>予防広報係</u> においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(11)まで <省略>	2 <u>予防係</u> においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(11)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。